

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 1 項各号中「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「23,000 円」を「27,000 円」に、「12,000 円」を「16,000 円」に改め、同号イ中「23,000 円」を「27,000 円」に、「16,000 円」を「17,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において改正前の第 7 条の 3 の規定により支給されていた住居手当の月額が 2,000 円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの(規則で定める職員を除く。)に対しては、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 7 条の 3 の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。以下「旧手当額」という。)から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第 7 条の 3 第 1 項各号のいずれにも該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から改正後の第 7 条の 3 第 2 項の規定により算出される住居手当の

月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

- 3 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給について必要な事項は、規則で定める。

提案の理由

相模原市人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の地方公共団体の状況を勘案し、一般職の職員の住居手当に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 13 号関係資料

相模原市一般職の給与に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

住居手当に係る規定の改正(第7条の3関係)

住居手当の支給対象となる家賃の下限額及び住居手当の算定における控除額を 12,000円から16,000円とし、住居手当の支給限度額を27,000円から28,000円とするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

ア この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次のいずれかに該当するものに対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の条例の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(以下「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給するもの

(ア) 改正後の住居手当の支給対象外となる職員

(イ) 旧手当額から改正後の住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

イ 2(2)アに係る規定による住居手当の支給について必要な事項は、規則で定めることとするもの

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 3 号の表 1 の項(3)イ(ア)中「110,000 円(」の次に「建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号)に規定する共同住宅等全体の一次エネルギー消費量の算出に当たって共用部分に係る計算を要しない場合(以下この項及び 3 の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)又は」を加え、同項(3)イ(イ)中「180,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(ウ)中「280,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(エ)中「360,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(オ)中「430,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(カ)中「500,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同表 3 の項(3)イ(ア)中「55,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(イ)中「90,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(ウ)中「140,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(エ)中「180,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(オ)中「215,000 円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加え、同項(3)イ(カ)中

「250,000円(」の次に「共用部分に係る計算を要しない場合又は」を加える。

別表第4第6号の表3の項(2)ア中「床面積の区分」を「区分」に改め、同項(2)ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第1号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要する場合」という。)又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円(適合証等の場合は、9,400円)

b 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、20,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円(適合証等の場合は、45,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円(適合証等の場合は、81,000円)

(イ) 省令第4条第3項に規定する設計一次エネルギー消費量を同項第2号の数値とした場合(以下この項、6の項及び9の項において「共用部分に係る計算を要しない場合」という。) 次に掲げる金額を合算した金額

a 床面積(共用部分の床面積を除く。以下この項、6の項及び9の項において「共用部分以外の床面積」という。)の区分に応じて定める金額

(a) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル未満のもの 59,600円

(b) 共用部分以外の床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 100,000円

(c) 共用部分以外の床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 155,000円

(d) 共用部分以外の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 199,000円

b 床面積の区分に応じて定める金額

- (a) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 9 , 4 0 0 円
- (b) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 0 , 0 0 0 円
- (c) 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 4 5 , 0 0 0 円
- (d) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 8 1 , 0 0 0 円

別表第 4 第 6 号の表 3 の項(2)ア(ウ)及び(エ)を削り、同表 6 の項(2)ア中「床面積の区分」を「区分」に改め、同項(2)ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

- a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 3 4 , 5 0 0 円(適合証等の場合は、 4 , 7 0 0 円)
- b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 6 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 1 0 , 0 0 0 円)
- c 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 2 2 , 5 0 0 円)
- d 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 4 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 4 0 , 5 0 0 円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる金額を合算した金額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める金額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 9 , 8 0 0 円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 0 , 0 0 0 円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 7 7 , 5 0 0 円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 9 9 , 5 0 0 円
- b 床面積の区分に応じて定める金額

- (a) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 4 , 7 0 0 円
- (b) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 , 0 0 0 円
- (c) 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 2 , 5 0 0 円
- (d) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 4 0 , 5 0 0 円

別表第 4 第 6 号の表 6 の項(2)ア(ウ)及び(エ)を削り、同表 9 の項(3)ア中「床面積の区分」を「区分」に改め、同項(3)ア(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

- a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 6 9 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 9 , 4 0 0 円)
- b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 2 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 2 0 , 0 0 0 円)
- c 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 0 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 4 5 , 0 0 0 円)
- d 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 2 8 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 8 1 , 0 0 0 円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合 次に掲げる金額を合算した金額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める金額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 5 9 , 6 0 0 円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 0 , 0 0 0 円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 5 5 , 0 0 0 円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 9 9 , 0 0 0 円
- b 床面積の区分に応じて定める金額

- (a) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 9 , 4 0 0 円
- (b) 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 2 0 , 0 0 0 円
- (c) 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 4 5 , 0 0 0 円
- (d) 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 8 1 , 0 0 0 円

別表第 4 第 6 号の表 9 の項(3)ア(ウ)及び(エ)を削り、同項(3)イ中「床面積の区分」を「区分」に改め、同項(3)イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 共用部分に係る計算を要する場合又は適合証等の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

- a 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 3 3 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 9 , 4 0 0 円)
- b 床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 7 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 2 0 , 0 0 0 円)
- c 床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 1 0 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 4 5 , 0 0 0 円)
- d 床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 1 6 0 , 0 0 0 円(適合証等の場合は、 8 1 , 0 0 0 円)

(イ) 共用部分に係る計算を要しない場合又は省令第 1 条第 1 項第 2 号ロ(3)の基準による評価方法の場合 次に掲げる金額を合算した金額

- a 共用部分以外の床面積の区分に応じて定める金額
 - (a) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 2 3 , 6 0 0 円
 - (b) 共用部分以外の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上、 2 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 3 7 , 0 0 0 円
 - (c) 共用部分以外の床面積の合計が 2 , 0 0 0 平方メートル以上、 5 , 0 0 0 平方メートル未満のもの 5 5 , 0 0 0 円
 - (d) 共用部分以外の床面積の合計が 5 , 0 0 0 平方メートル以上のもの 7 9 , 0 0 0 円

b 床面積の区分に応じて定める金額

(a) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,400円

(b) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 20,000円

(c) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 45,000円

(d) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 81,000円

別表第4第6号の表9の項(3)イ(ウ)及び(エ)を削る。

別表第5第5号の表1の項中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に、「若しくは圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器若しくは圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案の理由

令和元年経済産業省・国土交通省・環境省告示第72号による建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号)の改正に伴う都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令(令和元年経済産業省・国土交通省令第3号)による建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)の改正に伴う建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正及び高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第188号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の改正を踏まえた高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加をいたしたく提案するものである。

議案第14号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第3号の表関係)

1 棟の建築物の低炭素建築物新築等計画の認定又は変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料のうち、当該申請に係る部分について合算すべき共用部分(共同住宅等の住宅部分に居住する者が共用する廊下、管理人室、集会室等の住宅部分以外の部分をいう。以下同じ。)に係る金額について、共用部分を一部評価しない評価方法を採用した場合(以下「共用部分に係る計算を要しない場合」という。)の金額を追加するもの

ア 低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における共用部分に係る金額

床面積の区分	共用部分に係る計算を要しない場合の金額	共用部分に係る計算を要しない場合以外の場合の金額
300平方メートル以内のもの	9,600円	110,000円 (9,600円)
300平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	27,000円	180,000円 (27,000円)
2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	81,000円	280,000円 (81,000円)
5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの	130,000円	360,000円 (130,000円)
10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの	160,000円	430,000円 (160,000円)
25,000平方メートルを超えるもの	200,000円	500,000円 (200,000円)

備考 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適

合証を添付している場合の金額

イ 低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における共用部分に係る金額

1(1)アにより算定した金額に、2分の1を乗じて得た金額

(2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第4第6号の表関係)

1棟の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは変更の認定又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料のうち、当該申請に係る部分について合算すべき住宅部分に係る金額について、共用部分に係る計算を要しない場合の金額を追加するもの

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における住宅部分に係る金額

床面積の区分	共用部分に係る計算を要しない場合の金額		共用部分に係る計算を要しない場合以外の場合の金額
	共用部分以外の床面積の区分に応じた金額	床面積の区分に応じた金額	
300平方メートル未満	59,600円	9,400円	69,000円 (9,400円)
300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	100,000円	20,000円	120,000円 (20,000円)
2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	155,000円	45,000円	200,000円 (45,000円)
5,000平方メートル以上	199,000円	81,000円	280,000円 (81,000円)

備考

- 1 共用部分に係る計算を要しない場合の金額は、共用部分以外の床面積の区分に応じた金額及び床面積の区分に応じた金額を合算した金額
- 2 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

イ 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における住宅部分に係る金額

1(2)アにより算定した金額に、2分の1を乗じて得た金額

ウ 建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料における住宅部分に係る金額

(ア) 標準の計算による評価方法の場合

床面積の区分	共用部分に係る計算を要しない場合の金額		共用部分に係る計算を要しない場合以外の場合の金額
	共用部分以外の床面積の区分に応じた金額	床面積の区分に応じた金額	
300平方メートル未満	59,600円	9,400円	69,000円 (9,400円)
300平方メートル以上、 2,000平方メートル未満	100,000円	20,000円	120,000円 (20,000円)
2,000平方メートル以上、 5,000平方メートル未満	155,000円	45,000円	200,000円 (45,000円)
5,000平方メートル以上	199,000円	81,000円	280,000円 (81,000円)

備考

- 1 標準の計算による評価方法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準による評価方法
- 2 共用部分に係る計算を要しない場合の金額は、共用部分以外の床面積の区分に応じた金額及び床面積の区分に応じた金額を合算した金額
- 3 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

(イ) 簡易な評価方法等の場合

床面積の区分	共用部分に係る計算を要しない場合の金額		共用部分に係る計算を要しない場
	共用部分以外の	床面積の区分に	

	床面積の区分 に応じた金額	応じた金額	合以外 の金額
300 平方メートル未満	23,600 円	9,400 円	33,000 円 (9,400 円)
300 平方メートル以上、 2,000 平方メートル未満	37,000 円	20,000 円	57,000 円 (20,000 円)
2,000 平方メートル以上、 5,000 平方メートル未満	55,000 円	45,000 円	100,000 円 (45,000 円)
5,000 平方メートル以上	79,000 円	81,000 円	160,000 円 (81,000 円)

備考

- 1 簡易な評価方法等とは、1(2)ウ(ア)の表備考1の評価方法以外の評価方法
- 2 共用部分に係る計算を要しない場合の金額は、共用部分以外の床面積の区分に応じた金額及び床面積の区分に応じた金額を合算した金額
- 3 括弧内の金額は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関等による適合証等を添付している場合の金額

(3) 高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第5関係)

圧縮水素自動車燃料装置用容器の検査及び再検査の事務に係る手数料の額を追加するもの

区分		単位	金額
容器	内容積		
圧縮水素自動車 燃料装置用容器 (温度零下50度 以下の液化ガスを 充填するための 容器を除く。)	150リットル以上	1個	320 円に 10 リットル又は 10 リットルに満たない端数を増すごとに 57 円を加えた金額
	30リットル以上 150リットル未満	1個	320 円
	5リットル以上 30リットル未満	1個	260 円
	1リットル以上	1個	160 円

	5リットル未満		
	1リットル未満	1個	150円

2 施行期日

令和2年4月1日

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例
相模原市印鑑条例(昭和 56 年相模原市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)の施行を踏まえ、成年被後見人であることを欠格要件としている印鑑の登録資格に係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例
相模原市立市民健康文化センター条例(昭和58年相模原市条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号アの表中

大人	2,700円
小人	1,350円

を

に、

大人	3,500円
小人	1,750円

4,350円
8,700円
6,850円
13,700円
5,800円
2,300円
2,700円
2,600円

を

「

5,650円
11,300円

8,900円
17,800円
7,500円
2,900円
3,500円
3,300円

に改め、同号イの表中

大人	2,700円
小人	1,350円

を

大人	3,500円
小人	1,750円

に、

2,500円
5,000円
5,000円

を

3,250円
6,500円
6,500円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号ア(プールに係る部分を除く。)及びイ(プールに係る部分を除く。)の規定は、令和3年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民健康文化センター及び相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 16 号関係資料

相模原市立市民健康文化センター条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)
施設の基本利用料金

施設			単位	金額	
				現行	改正後
プール			1日(9時30分～20時)	大人 2,700円 小人 1,350円	大人 3,500円 小人 1,750円
多目的 会議室	多目的 会議室 1	1 / 2	1日(9時～22時)	4,350円	5,650円
		全面		8,700円	11,300円
	多目的 会議室 2	1 / 2	1日(9時～22時)	6,850円	8,900円
		全面		13,700円	17,800円
工作室			1日(9時～22時)	5,800円	7,500円
講習室	講習室 1	1日(9時～22時)	2,300円	2,900円	
	講習室 2				
	講習室 3	1日(9時～22時)	2,700円	3,500円	
茶室			1日(9時～22時)	2,600円	3,300円

(2) 相模原市立北市民健康文化センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

施設の基本利用料金

施設	単位	金額	
		現行	改正後

プール		1日(9時30分~20時)	大人 2,700円	大人 3,500円
			小人 1,350円	小人 1,750円
多目的会議室	1 / 2	1日(9時~22時)	2,500円	3,250円
	全面		5,000円	6,500円
講習室		1日(9時~22時)	5,000円	6,500円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)(プールに係る部分を除く。)及び(2)(プールに係る部分を除く。)に係る規定は、令和3年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例について
 相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
 する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民・大学交流センター条例の一部を改正する条例
 相模原市立市民・大学交流センター条例(平成 24 年相模原市条例第 5 号)の一部
 を次のように改正する。

	「		「		
		10,800円		14,000円	
		15,100円		19,600円	
		14,800円		19,200円	
		7,600円		9,800円	
		1,300円		1,600円	
		1,300円		1,600円	
		2,400円		3,100円	
別表第 1 項第 1 号の表中		5,100円	を	6,600円	に改める。
		2,900円		3,700円	
		10,300円		13,300円	
		3,100円		4,000円	
		4,000円		5,200円	
		15,100円		19,600円	
		24,400円		31,700円	
		9,800円		12,700円	
		2,500円		3,200円	
		」		」	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1項第1号(セミナールーム1、セミナールーム2、実習室1及び実習室2に係る部分に限る。)の規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1項第1号(ミーティングルーム1、ミーティングルーム2、ミーティングルーム3、ミーティングルーム4、ミーティングルーム5、マルチスペース及びAVスタジオに係る部分に限る。)の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1項第1号(シェアードオフィス1、シェアードオフィス2及びシェアードオフィス3に係る部分に限る。)の規定は、令和3年1月1日以後に利用を開始する場合及び同年4月1日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年1月1日前に利用を開始した場合及び同年4月1日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の別表第1項第1号(大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)の規定は、令和3年1月1日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 17 号関係資料

相模原市立市民・大学交流センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立市民・大学交流センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)
施設の基本利用料金

施設	単位	金額	
		現行	改正後
セミナールーム 1	1日(午前9時から 午後10時まで)	10,800円	14,000円
セミナールーム 2		15,100円	19,600円
実習室 1		14,800円	19,200円
実習室 2		7,600円	9,800円
ミーティングルーム 1		1,300円	1,600円
ミーティングルーム 2		1,300円	1,600円
ミーティングルーム 3		2,400円	3,100円
ミーティングルーム 4		5,100円	6,600円
ミーティングルーム 5		2,900円	3,700円
マルチスペース		10,300円	13,300円
AVスタジオ		3,100円	4,000円
シェアードオフィス 1	1人(団体にあつて は構成員1人)につ き1月	4,000円	5,200円
シェアードオフィス 2	1区画につき1月	15,100円	19,600円
シェアードオフィス 3		24,400円	31,700円
大学情報コーナー		9,800円	12,700円
地域情報コーナー		2,500円	3,200円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

- ア 1 (セミナールーム 1、セミナールーム 2、実習室 1 及び実習室 2 に係る部分に限る。)に係る規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- イ 1 (ミーティングルーム 1、ミーティングルーム 2、ミーティングルーム 3、ミーティングルーム 4、ミーティングルーム 5、マルチスペース及び A V スタジオに係る部分に限る。)に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- ウ 1 (シェアードオフィス 1、シェアードオフィス 2 及びシェアードオフィス 3 に係る部分に限る。)に係る規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後に利用を開始する場合及び同年 4 月 1 日以後に更新した利用期間が開始する場合の利用に係る料金について適用し、同年 1 月 1 日前に利用を開始した場合及び同年 4 月 1 日前に更新した利用期間が開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの
- エ 1 (大学情報コーナー及び地域情報コーナーに係る部分に限る。)に係る規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後に利用を開始する場合の利用に係る料金について適用し、同日前に利用を開始した場合の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例について
 相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例
 相模原市立市民会館条例(昭和 40 年相模原市条例第 26 号)の一部を次のよう
 に改正する。

別表第 1 第 1 号アの表中

111,800 円
146,900 円

を

145,300 円
188,800 円

に改め、別表第 1

第 2 号アの表中

17,600 円
5,800 円
8,800 円
5,800 円
2,900 円
2,300 円
4,600 円
5,200 円
1,600 円
1,000 円
1,000 円

を

22,800 円
7,500 円
11,400 円
7,500 円
3,700 円
2,700 円
5,900 円
6,700 円
2,000 円
1,300 円
1,300 円

に改める。

別表第 2 第 1 号アの表中

36,400 円

を

47,300 円

に改め、別表第 2

49,400 円

61,400 円

」

第 2 号の表第 1 楽屋の項中「 4 , 4 0 0 円」を「 5 , 7 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 第 1 号ア並びに別表第 2 第 1 号ア及び第 2 号の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第 1 第 2 号アの規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市民会館及び相模原南市民ホールの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 18 号関係資料

相模原市立市民会館条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市民会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

ア ホールの基本利用料金

区分	1日	
	(9時～22時)	
	現行	改正後
平日	111,800円	145,300円
土曜日・日曜日・休日	146,900円	188,800円

イ 会議室等の基本利用料金

室名	区分	1日	
		(9時～22時)	
		現行	改正後
第1大会議室		17,600円	22,800円
第1中会議室		5,800円	7,500円
第2大会議室		8,800円	11,400円
第2中会議室		5,800円	7,500円
第2小会議室		2,900円	3,700円
第3小会議室		2,300円	2,700円
講習室		4,600円	5,900円
第3中会議室		5,200円	6,700円
第4小会議室		1,600円	2,000円
第5小会議室		1,000円	1,300円
第6小会議室		1,000円	1,300円

(2) 相模原南市民ホールの利用に係る料金の規定の改正(別表第2関係)

ア ホールの基本利用料金

	1日

区分	(9 時 ~ 2 2 時)	
	現行	改正後
平日	3 6 , 4 0 0 円	4 7 , 3 0 0 円
土曜日・日曜日・休日	4 9 , 4 0 0 円	6 1 , 4 0 0 円

イ 楽屋の利用料金

室名 \ 区分	1 日	
	(9 時 ~ 2 2 時)	
	現行	改正後
第 1 楽屋	4 , 4 0 0 円	5 , 7 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (1) ア及び(2)に係る規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (1) イに係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例について
 相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例
 相模原市立文化会館条例(平成元年相模原市条例第 26 号)の一部を次のように
 改正する。

	「		「		
		279,500 円		290,300 円	
		369,200 円		377,300 円	
別表第 1 項第 1 号の表中		193,700 円	を	201,100 円	
		256,100 円		261,700 円	
		35,100 円		39,400 円	
		46,900 円		51,200 円	
		」		」	
				に改め、別表	

	「		「	
第 2 項第 1 号の表中		21,900 円	を	28,400 円
		7,100 円		9,200 円
		」		」
				に改め、別表第 3 項

の表楽屋 10 の項中「13,200 円」を「13,700 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項の規定は、令和 3 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金について

は、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市文化会館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 19 号関係資料

相模原市立文化会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市文化会館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) ホールの基本利用料金

区分			1日 (9時～22時)	
			現行	改正後
大ホール	客席数 1,790 席の場合	平日	279,500円	290,300円
		土曜日		
		日曜日 休日	369,200円	377,300円
	客席数 1,240 席の場合	平日	193,700円	201,100円
		土曜日		
		日曜日 休日	256,100円	261,700円
多目的ホール		平日	35,100円	39,400円
		土曜日		
		日曜日	46,900円	51,200円
		休日		

(2) リハーサル室等の基本利用料金

区分	1日 (9時～22時)	
	現行	改正後
リハーサル室	21,900円	28,400円
練習室	7,100円	9,200円

(3) 附属設備の利用料金

区分	1日 (9時～22時)

		現行	改正後
大ホール	楽屋10	13,200円	13,700円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)から(3)までに係る規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月13日提出

相模原市長 本村賢太郎

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の一部を改正する条例
相模原市立相模原市民ギャラリー条例(平成9年相模原市条例第9号)の一部を
次のように改正する。

別表第1第1項第1号の表中

「

19,500円	26,000円
9,700円	13,000円
9,700円	13,000円

を

」

「

25,300円	32,800円
12,600円	16,300円
12,600円	16,300円

に改め、別表第

」

1第2項第1号の表中

「

1,300円	1,900円	2,600円	5,800円
--------	--------	--------	--------

を

」

「

1,600円	2,400円	3,300円	7,300円
--------	--------	--------	--------

に改める。

」

別表第2会議室の部スライド映写機の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第1第2項第1号の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 20 号関係資料

相模原市立相模原市民ギャラリー条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原市民ギャラリーの利用に係る使用料の規定の改正(別表第 1 関係)

(1) 展示室の基本使用料

区分	1 日当たりの使用料			
	現行		改正後	
	平日	土曜日・日曜日・休日	平日	土曜日・日曜日・休日
第 1 展示室	19,500 円	26,000 円	25,300 円	32,800 円
第 2 展示室	9,700 円	13,000 円	12,600 円	16,300 円
第 3 展示室	9,700 円	13,000 円	12,600 円	16,300 円

(2) 会議室の基本使用料

区分	使用料	
	現行	改正後
午前(9時から12時まで)	1,300 円	1,600 円
午後(13時から17時まで)	1,900 円	2,400 円
夜間(18時から22時まで)	2,600 円	3,300 円
全日(9時から22時まで)	5,800 円	7,300 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和 3 年 10 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることと

するもの

相模原市立^{もり}杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例について
 相模原市立^{もり}杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立^{もり}杜のホールはしもと条例の一部を改正する条例
 相模原市立^{もり}杜のホールはしもと条例(平成 1 3 年相模原市条例第 2 号)の一部を
 次のように改正する。

	「		「			
		104,000 円		135,200 円		
		139,100 円		175,700 円		
		23,400 円		30,400 円		
		31,200 円		39,500 円		
別表第 1 第 1 項の表中		4,400 円	を	5,700 円	に改める。	
		7,100 円		9,200 円		
		4,400 円		5,700 円		
		7,100 円		9,200 円		
		3,600 円		4,600 円		
		5,900 円		7,600 円		
		」				」

	「		「		
		5,500 円		7,100 円	
		6,600 円		8,500 円	
別表第 2 第 1 項の表中		6,600 円	を	8,500 円	に改める。
		1,900 円		2,400 円	
		1,900 円		2,400 円	

5,500円

7,100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項及び別表第2第1項の規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、杜^{もり}のホールはしもとの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 2 1 号関係資料

相模原市立杜^{もり}のホールはしもと条例の改正の概要

1 改正の内容

杜^{もり}のホールはしもとの利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係)

(1) 施設の基本利用料金

施設		利用区分	1 日 (9 時 ~ 2 2 時)	
			現行	改正後
ホール	平日		1 0 4 , 0 0 0 円	1 3 5 , 2 0 0 円
	土曜日			
	日曜日		1 3 9 , 1 0 0 円	1 7 5 , 7 0 0 円
	休日			
多目的室	平日		2 3 , 4 0 0 円	3 0 , 4 0 0 円
	土曜日			
	日曜日		3 1 , 2 0 0 円	3 9 , 5 0 0 円
	休日			
練習室 1			4 , 4 0 0 円	5 , 7 0 0 円
練習室 2			7 , 1 0 0 円	9 , 2 0 0 円
練習室 3			4 , 4 0 0 円	5 , 7 0 0 円
音楽スタジオ			7 , 1 0 0 円	9 , 2 0 0 円
セミナールーム 1			3 , 6 0 0 円	4 , 6 0 0 円
セミナールーム 2			5 , 9 0 0 円	7 , 6 0 0 円

(2) 附属設備の利用料金

区分		1 日 (9 時 ~ 2 2 時)	
		現行	改正後
ホール	楽屋 1	5 , 5 0 0 円	7 , 1 0 0 円

	楽屋 2	6,600円	8,500円
	楽屋 3	6,600円	8,500円
	控室	1,900円	2,400円
多目的室	楽屋 A	1,900円	2,400円
	楽屋 B	5,500円	7,100円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例について

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の一部を改正する条例
相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例(平成 1 9 年相模原市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

「

別表第 1 項第 1 号の表中	2 2 , 6 0 0 円
	2 8 , 0 0 0 円
	2 , 9 0 0 円

」

「

を	2 8 , 0 0 0 円	に改める。
	3 6 , 4 0 0 円	
	3 , 7 0 0 円	

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号の規定は、令和 3 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 2 2 号関係資料

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザ条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立小田急相模原駅文化交流プラザの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

施設の基本利用料金

施設		利用区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
			現行	改正後
多目的ルーム	平日	22,600円	28,000円	
	土曜日	28,000円	36,400円	
	日曜日			
	休日			
ミーティングルーム1	2,900円	3,700円		
ミーティングルーム2				

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例について
 相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立城山文化ホール条例の一部を改正する条例
 相模原市立城山文化ホール条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 号)の一部を次の
 ように改正する。

「

	2 4 , 4 0 0 円	
別表第 1 項第 1 号の表中	3 1 , 7 0 0 円	を
	3 , 7 0 0 円	

」

「

	3 1 , 7 0 0 円	
	4 1 , 2 0 0 円	に改め、別表第 2 項の表中
	4 , 8 0 0 円	

」

「

	1 , 1 0 0 円	
	1 , 5 0 0 円	を

」

「

	1 , 4 0 0 円	
	1 , 9 0 0 円	に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1項第1号及び第2項の規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 2 3 号関係資料

相模原市立城山文化ホール条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立城山文化ホールの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設の基本利用料金

区分		1日(午前9時から午後10時まで)	
		現行	改正後
多目的ホール	平日	24,400円	31,700円
	土曜日	31,700円	41,200円
	日曜日		
	休日		
リハーサル室		3,700円	4,800円

(2) 附属設備の利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現行	改正後
楽屋1	1,100円	1,400円
楽屋2	1,500円	1,900円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例について
 相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立市民福祉会館条例の一部を改正する条例
 相模原市立市民福祉会館条例(昭和 5 5 年相模原市条例第 2 8 号)の一部を次の
 ように改正する。

別表第 2 第 1 項の表中

	36,400 円	を
	48,400 円	

に、

	37,300 円
	49,600 円

を

	4,000 円
	1,500 円
	900 円
	900 円

に改め、別表第 2 第 2 項の表

	3,900 円
	1,400 円
	800 円
	800 円

高齢者交流室の項中「1,800円」を「1,700円」に改め、別表第2第3項

「

の表中	1,400円	を
	1,200円	」

「

	1,200円	に改める。
	1,000円	」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、別表第2第1項の改正規定(ホールに係る部分を除く。)、同表第2項及び第3項の改正規定並びに附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第2第1項(ホールに係る部分に限る。)の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2第1項(ホールに係る部分を除く。)、同表第2項及び第3項の規定は、令和2年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立あじさい会館、相模原市立あじさい会館南分室及び相模原市立あじさい会館緑分室の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 2 4 号関係資料

相模原市立市民福祉会館条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立あじさい会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 第 1 項関係)

区分		1 日 (午前 9 時～午後 1 0 時。ただし、大和室以下の項については、午後 6 時～午後 1 0 時)	
		現行	改正後
ホール	平日	3 6 , 4 0 0 円	3 7 , 3 0 0 円
	土曜日・日曜日・休日	4 8 , 4 0 0 円	4 9 , 6 0 0 円
大和室		4 , 0 0 0 円	3 , 9 0 0 円
第 1 和室		1 , 5 0 0 円	1 , 4 0 0 円
第 2 和室		9 0 0 円	8 0 0 円
第 3 和室		9 0 0 円	8 0 0 円

(2) 相模原市立あじさい会館南分室の利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 第 2 項関係)

区分	1 日(午後 6 時～午後 1 0 時)	
	現行	改正後
高齢者交流室	1 , 8 0 0 円	1 , 7 0 0 円

(3) 相模原市立あじさい会館緑分室の利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 第 3 項関係)

区分	1 日(午後 6 時～午後 1 0 時)	
	現行	改正後
高齢者交流室	1 , 4 0 0 円	1 , 2 0 0 円
情報交換ルーム	1 , 2 0 0 円	1 , 0 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日。ただし、 1 (1)(ホールに係る部分を除く。)、 (2) 及び (3) 並びに 2 (2) イに係る規定は、令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (1)(ホールに係る部分に限る。)に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1 (1)(ホールに係る部分を除く。)、 (2) 及び (3) に係る規定は、令和 2 年 1 0 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例について
相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立けやき体育館条例の一部を改正する条例
相模原市立けやき体育館条例(平成 15 年相模原市条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表体育室の項中「6,500 円」を「8,450 円」に、「13,000 円」を「16,900 円」に改め、同表和室の項中「3,200 円」を「2,800 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 第 1 項第 1 号の改正規定(和室に係る部分に限る。)及び附則第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号(和室に係る部分を除く。)の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号(和室に係る部分に限る。)の規定は、令和 2 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 25 号関係資料

相模原市立けやき体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立けやき体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

施設の専用利用の基本利用料金

施設		利用単位(時間)	利用料金	
			現行	改正後
体育室	1 / 2	1 日 (9 時 ~ 22 時)	6,500 円	8,450 円
	全面		13,000 円	16,900 円
和室			3,200 円	2,800 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日。ただし、1 に係る規定(和室に係る部分に限る。)及び 2(2)イに係る規定は、令和 2 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1(和室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(和室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和 2 年 10 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例について
 相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
 相模原市立ふれあいセンター条例(平成 11 年相模原市条例第 33 号)の一部を
 次のように改正する。

別表第 2 第 1 号アの表中

6,400円
2,900円
2,500円
3,600円

を

7,300円
3,500円
2,950円
4,500円

に改め、

同表大広間の項中「1,300円」を「1,600円」に改め、同号イの表中

2,700円
2,700円
3,600円
3,100円
1,300円

を

3,400円
3,400円
4,500円
3,900円
1,600円

に、

1,800円
1,100円
750円

を

2,300円
1,400円
950円

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2第1号ア及びイの規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立新磯ふれあいセンター及び相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 26 号関係資料

相模原市立ふれあいセンター条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市立新磯ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

施設		単位	利用料金	
			現行	改正後
多目的ホール	多目的ホール 1	1 日(午前 9 時 ~ 午後 10 時)	6,400 円	7,300 円
	多目的ホール 2		2,900 円	3,500 円
	多目的ホール 3		2,500 円	2,950 円
交流広場	3,600 円		4,500 円	
大広間		夜間(午後 6 時 ~ 午後 10 時)	1,300 円	1,600 円

(2) 相模原市立東林ふれあいセンターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 2 関係)

施設		単位	利用料金	
			現行	改正後
多目的室	多目的室 1	1 日(午前 9 時 ~ 午後 10 時)	2,700 円	3,400 円
	多目的室 2		2,700 円	3,400 円
	多目的室 3		3,600 円	4,500 円
工作室			3,100 円	3,900 円
会議室		1,300 円	1,600 円	
ふれあい交流室	ふれあい交流室 1	夜間(午後 6 時 ~ 午後 10 時)	1,800 円	2,300 円
	ふれあい交流室 2		1,100 円	1,400 円
団らん室			750 円	950 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 10 月 1 日

(2) 経過措置

1 (1) 及び (2) に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について
相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例
相模原市食品衛生法施行条例(平成 11 年相模原市条例第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条から第 6 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第 2 条、別表第 1 及び別表第 2 の規定は、令和 3 年 5 月 31 日までの間、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法第 50 条第 2 項」とあるのは、「食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 1 条の規定による改正前の食品衛生法第 50 条第 2 項」とする。

提案の理由

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)による食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の改正により、営業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準が厚生労働省令で定められることとされたことに伴い、条例で定めている当該基準に係る規定を削除いたしたく提案するものである。

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成 31 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 11 条・第 12 条」を「第 11 条 第 12 条」に改める。

第 11 条中「次条」の次に「及び第 12 条」を、「平成 26 年厚生労働省令第 63 号」の次に「。以下「放課後児童健全育成事業基準省令」という。」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

(職員)

第 11 条の 2 前条の規定によりその例によることとされる放課後児童健全育成事業基準省令第 10 条第 3 項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの又は初めて放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して 2 年を経過する日までに修了することを予定しているもの」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(放課後児童健全育成事業に従事する者に関する経過措置)

2 令和 2 年 4 月 1 日前から引き続き放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事する者に対する改正後の第 11 条の 2 の規定の適用については、同条

中「又は初めて放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日から起算して2年を経過する日までに修了することを予定しているもの」とあるのは、「(令和3年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

提案の理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第61号)による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の改正を踏まえ、児童クラブの安定的な運営の確保及び職員体制の充実を図るため放課後児童支援員に係る規定を追加いたしたく提案するものである。

議案第 28 号関係資料

相模原市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

放課後児童支援員に係る規定の追加(第 11 条の 2 関係)

放課後児童支援員の資格要件について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成 26 年厚生労働省令第 63 号)第 10 条第 3 項に規定する研修(以下「認定資格研修」という。)を修了した者に加え、初めて放課後児童支援員として従事することとなった日から 2 年以内に認定資格研修を修了することを予定している者を認めることとするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

(2) 放課後児童健全育成事業における職員に関する経過措置

令和 2 年 4 月 1 日前から引き続き放課後児童支援員として放課後児童健全育成事業に従事する者に対する 1 に係る規定の適用については、認定資格研修を修了した者に令和 3 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含むこととするもの

相模原市立児童保育施設条例の一部を改正する条例について
相模原市立児童保育施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立児童保育施設条例の一部を改正する条例
相模原市立児童保育施設条例(平成 17 年相模原市条例第 99 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立児童保育園条例

第 1 条中「相模原市立児童保育施設(以下「児童保育施設」を「相模原市立児童保育園(以下「児童保育園」に改め、同条の表相模原市立青根児童保育園の項を削る。

第 2 条から第 4 条までの規定並びに第 5 条第 1 項及び第 3 項中「児童保育施設」を「児童保育園」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部改正)

2 相模原市児童生徒等災害見舞金条例(昭和 50 年相模原市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「児童保育施設(相模原市立児童保育施設条例)」を「児童保育園(相模原市立児童保育園条例)」に、「児童保育施設を」を「児童保育園を」に改める。

提案の理由

相模原市立青根児童保育園を廃止いたしたく提案するものである。

案内図



施設の概要

位 置	相模原市緑区青根1287番地
設置年月日	昭和52年4月1日
構 造	鉄筋コンクリート造平屋建
延べ床面積	223.66㎡

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例について
相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月13日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市立産業会館条例の一部を改正する条例
相模原市立産業会館条例(平成4年相模原市条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表中

14,600円
17,500円

を

16,200円
17,600円

に改め、同表大

研修室の項中「19,100円」を「20,100円」に改め、同表中

10,200円
12,200円

を

10,300円
12,300円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項(国際商談室に係る部分を除く。)の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第1第1項(国際商談室に係る部分に限る。)の規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 30 号関係資料

相模原市立産業会館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立産業会館の利用に係る料金の規定の改正(別表第1関係)

施設の基本利用料金

区分	1日 (9時～22時)	
	現行	改正後
展示室	14,600円	16,200円
国際商談室	17,500円	17,600円
大研修室	19,100円	20,100円
OA研修室	10,200円	10,300円
多目的室	12,200円	12,300円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

ア 1(国際商談室に係る部分を除く。)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(国際商談室に係る部分に限る。)に係る規定は、令和3年10月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例について
相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市産業集積促進条例の一部を改正する条例

相模原市産業集積促進条例(平成 17 年相模原市条例第 56 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を削り、第 9 号を第 8 号とし、第 10 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 15 号中ウを削り、同号を同条第 14 号とし、同条中第 16 号を第 15 号とし、第 17 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条第 20 号中「第 4 条第 7 項第 1 号」を「第 4 条第 6 項第 1 号」に、「次条第 2 項第 5 号」を「次条第 2 項第 4 号」に改め、同号を同条第 19 号とし、同条中第 21 号を第 20 号とし、第 22 号を第 21 号とする。

第 3 条第 2 項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 4 条第 1 項中「前条第 2 項第 6 号」を「前条第 2 項第 5 号」に、「第 7 号」を「第 6 号」に改め、同条第 2 項第 2 号中「前号」を「前 3 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 新設又は既存事業所活用をするとともに本社を市外から市内へ移転すること(当該移転が当該企業等の本社機能に関わる勤務者の新たに市内に設置した本社への異動を伴わない場合その他規則で定める場合を除く。)。

(3) 市内に工場等を有しない市外の企業等が、初めて市内で新設又は既存事業所活用をすること。

第 4 条第 3 項第 2 号中「前号」を「前 3 号」に改め、「又は工業系地区計画区域内企業等」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項第 1 号の次に次の 2 号を加える。

(2) 立地をするとともに本社を市外から市内へ移転すること(当該移転が当該企

業等の本社機能に関わる勤務者の新たに市内に設置した本社への異動を伴わない場合その他規則で定める場合を除く。)。

(3) 市内に工場等を有しない市外の企業等が、初めて市内で立地をすること。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項中「前条第 2 項第 4 号」を「前条第 2 項第 3 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 6 項中「新規雇用従業員を 1 年以上(大企業又は企業グループにおける複数法人の 1 以上の法人が大企業の場合にあっては、6 人以上の新規雇用従業員を 1 年以上)継続して雇用していなければ」を「次の各号に掲げる要件のいずれかを満たさなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第 5 項とする。

(1) 新規雇用従業員を 1 年以上(大企業又は企業グループにおける複数法人の 1 以上の法人が大企業の場合にあっては、6 人以上の新規雇用従業員を 1 年以上)継続して雇用し、当該従業員を対象労働者とする雇用保険法施行規則(昭和 5 0 年労働省令第 3 号)第 1 1 0 条第 1 1 項に規定する助成金(以下「助成金」という。)を支給されていること。

(2) 新規雇用従業員を 3 年以上(大企業又は企業グループにおける複数法人の 1 以上の法人が大企業の場合にあっては、6 人以上の新規雇用従業員を 3 年以上)継続して雇用していること。

第 4 条中第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とし、第 9 項を第 8 項とする。

第 6 条第 2 項中「当該増額前の額と」を「当該増額前の額とし」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 4 条第 7 項第 1 号」を「第 4 条第 6 項第 1 号」に改める。

第 1 0 条第 2 項中「第 4 号」を「第 3 号」に改める。

第 1 1 条第 1 項及び第 2 項中「第 4 条第 7 項第 1 号」を「第 4 条第 6 項第 1 号」に改める。

第 1 5 条第 1 項中「前条第 1 号から第 8 号まで」を「前条各号」に改める。

附則第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

「

土地に係る投下資本額の 1 0 0 分の 1 0 以内の額(重点リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための新設又は既存事業所活用の

別表中

場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の15以内の額)

を

家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額(重点リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための立地の場合にあっては、家屋に係る投下資本額の100分の15以内の額)

」

「

次に掲げる額を合算した額

- (1) 第4条第2項第1号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の20以内の額
- (2) 第4条第2項第2号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額
- (3) 第4条第2項第3号に該当する場合にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額

第4条第2項第4号に該当する場合(同項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあっては、土地に係る投下資本額の100分の10以内の額

に改め、同表本社移転加算金の項を削り、

次に掲げる額を合算した額

- (1) 第 4 条第 3 項第 1 号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の 1 0 0 分の 2 0 以内の額
- (2) 第 4 条第 3 項第 2 号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の 1 0 0 分の 1 0 以内の額
- (3) 第 4 条第 3 項第 3 号に該当する場合には、家屋に係る投下資本額の 1 0 0 分の 1 0 以内の額

第 4 条第 3 項第 4 号に該当する場合(同項第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合を除く。)にあっては、家屋に係る投下資本額の 1 0 0 分の 1 0 以内の額

」

「

<p>新規雇用従業員 3 0 人を上限とし、1 人につき 1 , 1 0 0 千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1 人につき 1 , 3 0 0 千円)の範囲内で次に掲げる額</p> <p>(1) 1 年以上 2 年未満の継続した雇用期間がある場合 新規雇用従業員 1 人につき 3 0 0 千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1 人につ</p>	<p>3 9 , 0 0 0 千円</p>
--	-----------------------

同表中

を

き 4 0 0 千円) (2) 2 年 以 上 3 年 未 満 の 継 続 し た 雇 用 期 間 が あ る 場 合 新 規 雇 用 従 業 員 1 人 に つ き 3 0 0 千 円 (新 規 雇 用 従 業 員 が 女 性 の 場 合 に あ っ て は 、 1 人 に つ き 4 0 0 千 円) (3) 3 年 以 上 の 継 続 し た 雇 用 期 間 が あ る 場 合 新 規 雇 用 従 業 員 1 人 に つ き 5 0 0 千 円	
--	--

「

助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき600千円	1 8 , 0 0 0 千 円
新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあっては、当該従業員30人を上限とし、1人につき500千円(新規雇用従業員が女性の場合にあっては、1人につき700千円)	2 1 , 0 0 0 千 円

に改める。

」

附 則

(施 行 期 日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経 過 措 置)

- 2 この条例の施行の日前に第5条第1項の立地計画を提出した者に対する奨励措置については、なお従前の例による。

提案の理由

本市の産業集積基盤の強化及び持続可能な都市経営に資するとともに、次代の産業を見据えた戦略的な企業誘致を行うため、重点リーディング産業及び増設の定義に係る規定の改正、本社移転加算金に係る規定の削除並びに奨励措置を受けるための要件、奨励金の算定基準及び限度額並びに本条例の効力に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 1 号関係資料

相模原市産業集積促進条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 重点リーディング産業及び増設の定義に係る規定の改正(第 2 条関係)

ア 本市経済を^{けん}牽引し、強固な産業集積基盤の形成を更に推し進める産業として定めるリーディング産業のうち、重点的に立地の促進を強化する産業として定めていた重点リーディング産業を廃止し、定義を削除するもの

イ 工業系地区計画区域(都市計画法(昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号)第 1 2 条の 5 第 1 項に規定する地区計画の区域であって工業の用に供するために定めた区域のうち規則で定めるものをいう。以下同じ。)内に事業所を有する企業等が当該事業所の敷地において工場等の新築等を行い、当該工場等において操業を開始することを増設の定義から削除するもの

(2) 本社移転加算金に係る規定の削除(第 3 条及び別表関係)

立地とともに本社を市外から市内へ移転した場合に交付を受けることができる本社移転加算金を廃止するもの

(3) 奨励措置を受けるための要件に係る規定の改正(第 4 条関係)

ア 土地取得奨励金の交付を受ける場合の要件について、次に掲げる要件を追加するもの

(ア) 新設又は既存事業所活用をするとともに本社を市外から市内へ移転すること(当該移転が当該企業等の本社機能に関わる勤務者の新たに市内に設置した本社への異動を伴わない場合その他規則で定める場合を除く。)

(イ) 市内に工場等を有しない市外の企業等が、初めて市内で新設又は既存事業所活用をすること。

イ 建物建設奨励金の交付を受ける場合の要件について、次に掲げる要件を追加するとともに、工業系地区計画区域内に事業所を有する企業等(企業グループにおける複数法人にあっては、1 以上の法人が工業系地区計画区域内に事業所を有するもの)による立地であることとする要件を削除するもの

(ア) 立地をするとともに本社を市外から市内へ移転すること(当該移転が当該企業等の本社機能に関わる勤務者の新たに市内に設置した本社への異動

を伴わない場合その他規則で定める場合を除く。)。

(イ) 市内に工場等を有しない市外の企業等が、初めて市内で立地をすること。

ウ 雇用奨励金の交付を受ける場合の要件について、次に掲げる要件のいずれかを満たさなければならないこととするもの

(ア) 新規雇用従業員を1年以上(大企業又は企業グループにおける複数法人の1以上の法人が大企業の場合にあつては、6人以上の新規雇用従業員を1年以上)継続して雇用し、当該従業員を対象労働者とする雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第11項に規定する助成金(以下「助成金」という。)を支給されていること。

(イ) 新規雇用従業員を3年以上(大企業又は企業グループにおける複数法人の1以上の法人が大企業の場合にあつては、6人以上の新規雇用従業員を3年以上)継続して雇用していること。

(4) 奨励金の算定基準及び限度額に係る規定の改正(別表関係)

ア 土地取得奨励金及び建物建設奨励金の算定基準について、次に掲げる額を合算した額を加えるもの

(ア) リーディング産業に関する製品を製造し、又は製品等の開発に係る研究を行うための立地(土地取得奨励金については、増設を除く。)をする場合にあつては、土地又は家屋に係る投下資本額の100分の20以内の額

(イ) 1(3)ア(ア)又はイ(ア)に該当する場合にあつては、土地又は家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額

(ウ) 1(3)ア(イ)又はイ(イ)に該当する場合にあつては、土地又は家屋に係る投下資本額の100分の10以内の額

イ 雇用奨励金の算定基準及び限度額について、次に掲げるとおりとするもの

(ア) 助成金の対象となる新規雇用従業員を1年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限として、1人につき60万円を交付し、限度額を1,800万円とするもの

(イ) 新規雇用従業員を3年以上継続して雇用している場合にあつては、当該従業員30人を上限として、1人につき50万円(新規雇用従業員が女性の場合にあつては、1人につき70万円)を交付し、限度額を2,100万円とするもの

(5) 条例の効力に係る規定の改正(附則第2項関係)

従前の令和2年3月31日までの効力を令和7年3月31日まで5年間延長するもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 経過措置

令和2年4月1日より前に立地計画を提出した者に対する奨励措置については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例について
 相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定
 する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例
 相模原市立勤労者総合福祉センター条例(平成 1 5 年相模原市条例第 4 6 号)の一
 部を次のように改正する。

「

1 0 , 5 5 0 円
2 1 , 1 0 0 円
5 , 9 5 0 円
1 1 , 9 0 0 円
5 , 3 0 0 円
5 , 3 0 0 円
5 , 3 0 0 円
5 , 3 0 0 円
2 , 3 0 0 円
4 , 6 0 0 円
6 , 7 0 0 円
8 , 8 0 0 円

」

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

を

「

1 3 , 7 0 0 円
2 7 , 4 0 0 円

」

7,700円
15,400円
6,800円
6,800円
5,500円
6,800円
2,750円
5,500円
6,900円
11,400円

に改め、別表第1第2項の表トレーニング

」
グ室の項中「310円」を「260円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1第1項第1号の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 3 2 号関係資料

相模原市立勤労者総合福祉センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立勤労者総合福祉センターの利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

(1) 施設の専用利用に係る基本利用料金

区分		1 日 (午前 9 時 ~ 午後 1 0 時)	
		現行	改正後
多目的室	1 / 2	1 0 , 5 5 0 円	1 3 , 7 0 0 円
	全面	2 1 , 1 0 0 円	2 7 , 4 0 0 円
第 1 研修室	1 / 2	5 , 9 5 0 円	7 , 7 0 0 円
	全面	1 1 , 9 0 0 円	1 5 , 4 0 0 円
第 2 研修室		5 , 3 0 0 円	6 , 8 0 0 円
第 1 会議室		5 , 3 0 0 円	6 , 8 0 0 円
第 2 会議室		5 , 3 0 0 円	5 , 5 0 0 円
工芸室		5 , 3 0 0 円	6 , 8 0 0 円
教養文化室	1 / 2	2 , 3 0 0 円	2 , 7 5 0 円
	全面	4 , 6 0 0 円	5 , 5 0 0 円
音楽練習室		6 , 7 0 0 円	6 , 9 0 0 円
リハーサル室		8 , 8 0 0 円	1 1 , 4 0 0 円

(2) 施設の個人利用料金

区分		1 日 (午前 9 時 ~ 午後 1 0 時)	
		現行	改正後
トレーニング室	大人	3 1 0 円	2 6 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模の大風センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模の大風センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模の大風センター条例の一部を改正する条例
相模原市立相模の大風センター条例(平成 14 年相模原市条例第 51 号)の一部を
次のように改正する。

第 2 条中「はぐくみ」を「育み」に改める。

別表第 1 項の表工作室の項中「7,300 円」を「7,400 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 項の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模の大風センターの利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 3 号関係資料

相模原市立相模の大風センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模の大風センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)
基本利用料金

室名	1 日 (9 時 ~ 2 2 時)	
	現行	改正後
工作室	7 , 3 0 0 円	7 , 4 0 0 円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

1 に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、
同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立環境情報センター条例の一部を改正する条例
相模原市立環境情報センター条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 2 6 号)の一部を
次のように改正する。

別表第 1 項の表学習室の項中「5 , 7 0 0 円」を「5 , 9 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 1 項の規定は、令和 3 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立環境情報センターの利用に係る料金の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 3 4 号関係資料

相模原市立環境情報センター条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立環境情報センターの利用に係る料金の規定の改正(別表関係)
基本利用料金

区分	1日(午前9時から午後10時まで)	
	現行	改正後
学習室	5,700円	5,900円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1に係る規定は、令和3年1月1日以後の利用に係る料金について適用し、
同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例について
相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部を改正する条例
相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和 62 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「はぐくみ」を「育み」に改める。

別表個人の項中「390 円」を「450 円」に、「130 円」を「150 円」に改め、同表団体(20 人以上)の項中「310 円」を「360 円」に、「100 円」を「120 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 35 号関係資料

相模原市立相模川ふれあい科学館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模川ふれあい科学館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

区分	大人		小人	
	現行	改正後	現行	改正後
個人	390円	450円	130円	150円
団体(20人以上)	1人につき 310円	1人につき 360円	1人につき 100円	1人につき 120円

2 施行期日

令和2年10月1日

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例について
 相模原市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市都市公園条例の一部を改正する条例
 相模原市都市公園条例(昭和 45 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「を定める」の次に「ものとする」を加える。

第 6 条の 3 第 1 項中「、動物広場、スポーツ広場及びニュースポーツ広場」を「及び動物広場」に改める。

第 14 条第 2 項中「使用料」の次に「(法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に係る使用料を除く。)」を加え、「又は長さ」及び「とし、利用の長さが 1 メートル未満であるとき又はその長さに 1 メートル未満の端数があるときは、1 メートル」を削る。

別表第 1 の 2 相模台公園の項の次に次のように加える。

緑が丘 2 丁目公園	スポーツ広場
下溝古山公園	スポーツ広場
深堀中央公園	スポーツ広場

別表第 1 の 2 相模原麻溝公園の項中「グラウンド」の次に「、スポーツ広場」を加え、同表下溝古山公園の項を次のように改める。

内出公園	スポーツ広場
------	--------

別表第 1 の 2 深堀中央公園の項を削り、同表相模原北公園の項中「スポーツ広場夜間照明施設」を「スポーツ広場」に改め、同表小山公園の項中「スポーツ広場夜間照明施設、ニュースポーツ広場夜間照明施設」を「スポーツ広場、ニュースポーツ広場」に改める。

別表第 2 第 3 項中「よる。」の次に「この場合において、表示面積、占用面積若

しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。」を加える。

別表第2第5項第1号中「運動施設」を「運動施設等」に改め、同号の表中

4,200 円		5,400 円	
21,400 円		27,000 円	
42,900 円		54,000 円	
4,200 円		5,400 円	
5,200 円		6,700 円	
7,800 円	を	10,000 円	に改め、同表グラウンドの項の次に次のように加
2,600 円		3,300 円	
13,000 円		16,500 円	
2,600 円		3,300 円	
2,600 円		3,300 円	
13,000 円		16,500 円	
2,600 円		3,300 円	

える。

スポーツ広場	相模原麻溝公園	半面	市民	2時間につき	2,300 円	
			市民以外のもの		11,500 円	
	相模原北公園 小山公園	全面	市民		4,600 円	
			市民以外のもの		23,000 円	
	下溝古山公園 深堀中央公園	半面	市民		2時間につき	500 円
			市民以外のもの			2,500 円
		全面	市民			1,000 円
			市民以外のもの			5,000 円

緑が丘2丁目公園 内出公園	1面	市民	2時間につき	500円
		市民以外のもの		2,500円
ニュースポーツ 広場	大	人	1回	220円
	小	人		110円

別表第2第5項第1号の表中

「

多目的グラウンド	半面利用	市民	2時間につき	2,100円
		市民以外のもの		8,400円
	全面利用	市民		4,200円
		市民以外のもの		16,800円
ゲートボール場	1面	市民	2時間につき	200円
		市民以外のもの		600円
屋外水泳プール	専用利用		2時間につき	8,000円
	一般利用	大		200円
		小		100円

」

を

「

多目的グラウンド	半面	市民	2時間につき	2,300円
		市民以外のもの		9,200円
	全面	市民		4,600円
		市民以外のもの		18,400円
ゲートボール場	1面	市民	2時間につき	160円
		市民以外のもの		480円
屋外水泳プール	大	人	2時間につき	220円
	小	人		110円

」

に改め、同表備考2中「野球場、軟式野球場、少年野球・ソフトボール場、テニス

場及びグラウンドの」を削り、同表中備考3を削り、備考4を備考3とし、備考5を備考4とし、同項第2号の表小山公園ニュースポーツ広場夜間照明施設の項を次のように改める。

ニュースポーツ広場夜間照明施設	1人1回	大人	200円
	につき	小人	100円

別表第2第5項第2号の表備考4の次に次のように加える。

5 小人とは中学生以下の者をいう。

別表第4第1項の表中

62,400円	81,000円
156,000円	202,500円
260円	320円
130円	160円
1,300円	1,600円
45,500円	59,100円
113,700円	147,700円
260円	320円
130円	160円
1,300円	1,600円

を

に、

157,500円	184,500円
191,300円	223,900円
315,000円	369,000円
382,500円	447,750円

を

に、

	早朝(6時30分 ~8時30分)	28,000円
	夜間A(20時30	14,000円

市 民	分～21時30分)	
	夜間 B(21時45分～22時45分)	14,000円
	夜間 C(23時～24時)	14,000円
市民以外のもの	早朝(6時30分～8時30分)	34,000円
	夜間 A(20時30分～21時30分)	17,000円
	夜間 B(21時45分～22時45分)	17,000円
	夜間 C(23時～24時)	17,000円

を

「

市 民	1時間につき	16,400円
市民以外のもの		19,900円

に改め、同表備考4中

「、アイススケート場の特別専用利用については」及び「とし、その他については、この表に掲げる額に10パーセントを乗じて得た額」を削り、別表第4第2項の表動物広場ポニー乗馬場の項中「100円」を「130円」に改め、別表第4第3項の表備考3中「中淵野辺公園水泳プールの項に掲げる額に5パーセントを乗じて得た」を「に掲げる額の30分相当額を1.2倍した」に、「に10パーセントを乗じて得た」を「の1時間相当額を1.2倍した」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第1条、第14条第2項及び別表第2第3項の改正規定並びに別表第2第5項第1号の改正規定(ゲートボール場に係る部分に限る。)並びに附則第2項及び第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第14条第2項及び別表第2第3項の規定は、令和2年4月1日以後に開始する占有に係る占用料の額について適用し、同日前に許可を受け、同日において現に占有を継続しているものの占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2第5項第1号(ニュースポーツ広場、ゲートボール場及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び別表第4第1項(一般利用に係る部分を除く。)の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第2第5項第1号(ゲートボール場に係る部分に限る。)の規定は、令和2年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う有料公園施設の種類に係る規定並びに都市公園の利用に係る使用料及び料金に係る規定の改正、都市公園の占有許可に係る占有面積等の計算に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 6 号関係資料

相模原市都市公園条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 有料公園施設の種類の規定の改正(別表第 1 の 2 関係)

緑が丘 2 丁目公園スポーツ広場、下溝古山公園スポーツ広場、深堀中央公園スポーツ広場、相模原麻溝公園スポーツ広場、内出公園スポーツ広場、相模原北公園スポーツ広場並びに小山公園スポーツ広場及びニュースポーツ広場について、市が管理する公園施設であって有料で利用させるもの(以下「有料公園施設」という。)として位置付けるもの

(2) 都市公園の占用、有料公園施設の利用等に係る使用料に係る規定の改正(別表第 2 関係)

ア 都市公園の占用許可による使用料

表示面積、占用面積又は占用物件の面積若しくは長さの算定の際の端数処理を精緻化するもの

イ 運動施設等の使用料

種類		単位				金額	
						現行	改正後
野球場	横山公園	専用利用	入場料等を徴収しない場合	市民	2 時間につき	4,200円	5,400円
				市民以外のもの		21,400円	27,000円
				入場料等を徴収する場合		42,900円	54,000円
	一般利用	1 回	4,200円	5,400円			
相模湖林間公園	市民		2 時間	5,200円	6,700円		
	市民以外のもの		につき	7,800円	10,000円		
軟式野球場	専用利用	市民		2 時間	2,600円	3,300円	
		市民以外のもの		につき	13,000円	16,500円	
	一般利用	1 回			2,600円	3,300円	
少年野球・ソ	専用利用	市民		2 時間	2,600円	3,300円	

フットボール場			市民以外のもの	につき	13,000円	16,500円
		一般利用	1回		2,600円	3,300円
スポーツ広場	相模原麻溝公園	半面	市民	2時間	新設	2,300円
			市民以外のもの	につき	新設	11,500円
	相模原北公園	全面	市民		新設	4,600円
			市民以外のもの		新設	23,000円
	小山公園				新設	
	下溝古山公園	半面	市民	2時間	新設	500円
			市民以外のもの	につき	新設	2,500円
	深堀中央公園	全面	市民		新設	1,000円
			市民以外のもの		新設	5,000円
緑が丘2丁目公園 内出公園	1面	市民	2時間	新設	500円	
		市民以外のもの	につき	新設	2,500円	
ニュースポーツ広場		大人		1回	新設	220円
		小人			新設	110円
多目的グラウンド		半面	市民	2時間	2,100円	2,300円
			市民以外のもの	につき	8,400円	9,200円
		全面	市民		4,200円	4,600円
			市民以外のもの		16,800円	18,400円
ゲートボール場		1面	市民	2時間	200円	160円
			市民以外のもの	につき	600円	480円
屋外水泳プール		専用利用		2時間	8,000円	-
		大人		につき	200円	220円
		小人			100円	110円

ウ 附属する施設の使用料

種類	単位		金額	
			現行	改正後
ニュースポーツ広場 場夜間照明施設	1人1回につき	大人	200円	200円
		小人		100円

(3) 有料公園施設の利用に係る料金に係る規定の改正(別表第4関係)

ア 運動施設の利用料金

種類	単位			金額		
				現行	改正後	
競技場	専用利用	市民		1日 (8時30分～ 20時30分)	62,400円	81,000円
		市民以外のもの			156,000円	202,500円
	一般利用	個人	大人	1回	260円	320円
			小人		130円	160円
		団体	20人までごと		1,300円	1,600円
第2競技場	専用利用	市民		1日 (8時30分～ 18時30分)	45,500円	59,100円
		市民以外のもの			113,700円	147,700円
	一般利用	個人	大人	1回	260円	320円
			小人		130円	160円
		団体	20人までごと		1,300円	1,600円
アイススケート場	専用利用	入場料等を徴収しない場合	市民	1日 (9時～20時 15分)	157,500円	184,500円
			市民以外のもの		191,300円	223,900円
		入場料等を徴収する場合	市民		315,000円	369,000円
			市民以外のもの		382,500円	447,750円
	特別専用利用	市民		1時間につき	14,000円	16,400円
		市民以外のもの			17,000円	19,900円

イ 教養施設の利用料金

種類	単位	金額	
		現行	改正後
動物広場ポニー乗馬場	乗馬1回	100円	130円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日。ただし、1(2)ア及びイ(ゲートボール場に係る部分に限る。)並びに2(2)ア及びウに係る規定は、令和2年4月1日

(2) 経過措置

ア 1(2)アに係る規定は、令和2年4月1日以後に開始する占有に係る占有料の額について適用し、同日前に許可を受け、同日において現に占有を継続

しているものの占有料の額については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(2)イ(ニュースポーツ広場、ゲートボール場及び屋外水泳プールに係る部分を除く。)及び(3)ア(一般利用に係る部分を除く。)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料及び料金について適用し、同日前の利用に係る使用料及び料金については、なお従前の例によることとするもの

ウ 1(2)イ(ゲートボール場に係る部分に限る。)に係る規定は、令和2年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例について

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の
一部を改正する条例

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例(昭和 47 年相模原市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中備考以外の部分を次のように改める。

別表第 1 (第 45 条関係)

種別	区分		手数料の額
家庭系廃棄物	し尿		(1) 人員によるもの(世帯人員 1 人当たり月 36 リットル以下の場合に限る。) 1 人につき 月額 280 円
			(2) 従量によるもの((1)によりがたい場合) 36 リットルにつき 280 円
	浄化槽汚泥等	市が収集し、及び運搬するとき。	36 リットルにつき 220 円
	特定家庭用機器廃棄物(特定家	市が収集し、及び運搬するとき。	1 個につき 2,500 円

庭用機器再商品 化法(平成10 年法律第97 号)に規定する 当該特定家庭用 機器廃棄物の再 商品化等に必要 な料金を支払済 みのものに限 る。)	市長の指定する施 設へ搬入する とき。	1個につき 1,600円
	粗大ごみ	10キログラムにつき400円を基 準として品目別に規則で定める額
粗大ごみ	市長の指定する施 設へ搬入する とき。	(1)スプリング付きベッドマット レスの場合 1個につき2,300円に10 キログラムにつき190円を加 算した額
		(2)(1)以外の場合 10キログラムにつき 190 円
上記以外の廃棄 物	一時に100キロ グラム以上のもの を市が収集し、運 搬し、及び処分す るとき。	10キログラムにつき 400円
	市長の指定する一 般廃棄物処理施設 等へ搬入する とき。	10キログラムにつき 190円
事	し尿	36リットルにつき 320円

業 系 一 般 廃 棄 物	浄化槽汚泥等	市が収集し、及び 運搬するとき。	36リットルにつき 290円
	上記以外の廃棄 物	市長の指定する一 般廃棄物処理施設 等へ搬入する時 き。	10キログラムにつき 260円
動 物 の 死 体	市長の指定する一般廃棄物処理施設 等へ搬入するとき。		1体につき 3,500円

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2(第46条関係)

区分	費用の額
市長の指定する一般廃棄物処理施設へ搬 入するとき。	10キログラムにつき 260円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1(特定家庭用機器廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に規定する当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要
な料金を支払済みのものに限る。))のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに
粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)の
規定は、この条例の施行の日以後に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたも
のについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものにつ
いては、なお従前の例による。

提案の理由

受益と負担の適正化、ごみの発生及び排出の抑制による減量化及び資源化の推進並びに最終処分場の延命化を図るため、一般廃棄物等処理手数料の規定の改正
その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 7 号関係資料

相模原市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等の推進に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

一般廃棄物等処理手数料の規定の改正(別表第 1 及び別表第 2 関係)

(1) ごみ処理手数料

区分		現行	改正後
特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)	収集及び運搬	1 個につき 1,950円	1 個につき 2,500円
	搬入	1 個につき 1,300円	1 個につき 1,600円
粗大ごみ	収集、運搬及び処分	10kgにつき320円を基準として品目別に規則で設定(1 個につき)	10kgにつき400円を基準として品目別に規則で設定(1 個につき)
	搬入	新設	(1)スプリング付きベッドマットレスの場合 1 個につき2,300円に10kgにつき190円を加算した額
		10kgにつき 150円	(2)(1)以外の場合 10kgにつき 190円
上記以外の家庭系廃棄物	収集、運搬及び処分(100kg以上)	10kgにつき 320円	10kgにつき 400円
	搬入	10kgにつき 150円 (100kg以上)	10kgにつき 190円
事業系一般廃棄物の搬入		10kgにつき 230円	10kgにつき 260円

動物の死体の搬入	新設	1体につき 3,500円
産業廃棄物の搬入	10kgにつき 230円	10kgにつき 260円

特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)とは、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な料金を支払済みのものをいう。

(2) し尿等処理手数料

ア し尿

区分		現行	改正後
家庭系し尿	(世帯人員1人当たり月36リットル以下の場合) 1人につき月額	220円	280円
	(人員によりがたい場合) 36リットルにつき	220円	280円
事業系し尿	36リットルにつき	250円	320円

イ 浄化槽汚泥等(収集及び運搬)

区分		現行	改正後
家庭系浄化槽汚泥等	36リットルにつき	170円	220円
事業系浄化槽汚泥等	36リットルにつき	230円	290円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)(特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目)のうち市が収集し、及び運搬するもの並びに粗大ごみのうち市が収集し、運搬し、及び処分するものに係る部分に限る。)に係る規定は、この条例の施行の日以後に市が収集、

運搬及び処分の申込みを受けたものについて適用し、同日前に市が収集、運搬及び処分の申込みを受けたものについては、なお従前の例によることとするもの

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例について
相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市営住宅条例の一部を改正する条例

相模原市市営住宅条例(平成 9 年相模原市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「予約者」の次に「及び事実上親族と同様の事情にある者として規則で定めるもの」を加える。

第 12 条第 1 項第 1 号中「独立の生計を営み、かつ、入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める連帯保証人 1 人の連署する」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 13 条第 3 号中「前条第 4 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 46 条第 3 項中「年 5 分の割合」を「法定利率」に改める。

別表第 1 号の表仲町第 1 団地の項を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

性的少数者とそのパートナー等が入居できることとするための入居者資格に係る規定の改正、単身高齢者の増加等を踏まえた入居の手續に係る規定の改正、民法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 44 号)による民法(明治 29 年法律第 89 号)の改正に伴う不正な行為がある場合等の明渡請求に係る規定の改正及び仲町第 1 団地の廃止をいたしたく提案するものである。

議案第 38 号関係資料(その 1)

相模原市市営住宅条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 入居者資格に係る規定の改正(第 6 条関係)

公営住宅に入居することができる親族に、事実上親族と同様の事情にある者として規則で定めるものを含めることとするもの

(2) 入居の手續に係る規定の改正(第 12 条関係)

入居決定者が提出する請書において、連帯保証人の連署を不要とするもの

(3) 不正な行為がある場合等の明渡請求に係る規定の改正(第 46 条関係)

入居者に対して公営住宅の明渡しの請求をした場合における支払利息について、法定利率によることとするもの

(4) 市営住宅の廃止(別表関係)

仲町第 1 団地を廃止するもの

2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

案内図



施設の概要

位 置	相模原市緑区中野585番地
建設年度	昭和35年度
戸 数	1戸
敷地面積	590.74㎡

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例について

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 13 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例の一部を改正する条例

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の施行に関する条例(平成 26 年相模原市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条第 2 項中「年 6 パーセント」を「法第 103 条第 4 項後段の規定による換地処分公告があった日の翌日における財政融資資金(財政融資資金法(昭和 26 年法律第 100 号)第 2 条の財政融資資金をいう。)の貸付金利のうち、次の各号に掲げる条件による貸付金に適用される金利と同一の利率(当該利率が同日における法定利率を超えるときは、法定利率)」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 貸付期間が 5 年以内でその全期間において利率が一定であること。
- (2) 据置期間を置かないこと。
- (3) 償還方法が元金均等年賦償還であること。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成 30 年政令第 183 号)による土地区画整理法施行令(昭和 30 年政令第 47 号)の改正に伴い、清算金を分割徴収する場合における当該清算金に付すべき利子の利率に

係る規定を改正いたしたく提案するものである。

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例について
相模原市道路構造条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月13日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市道路構造条例の一部を改正する条例

相模原市道路構造条例(平成24年相模原市条例第99号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 自転車通行帯

第4条第5項中「の車道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加え、同項ただし書中「第33条」を「第34条」に改める。

第6条第2項中「副道」の次に「(自転車通行帯を除く。)」を加える。

第44条第4項中「第11条まで、第13条から第41条まで及び第42条第1項」を「第12条まで、第14条から第42条まで及び第43条第1項」に改め、同条を第45条とする。

第43条第5項中「第41条」を「第42条」に、「第12条」を「第13条」に改め、同条を第44条とする。

第42条第1項中「第9条第3項」の次に「、第10条第3項」を加え、「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に、「第16条から第23条」を「第17条から第24条」に、「第24条第3項」を「第25条第3項」に、「第26条」を「第27条」に改め、同条第2項中「第9条第3項」の次に「、第10条第3項」を加え、「第10条第2項」を「第11条第2項」に、「第11条第3項」を「第12条第3項」に、「第13条第2項」を「第14条第2項」に、「第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項」を「第21条第1項、第23条

第2項、第25条第3項」に、「第44条第1項」を「第45条第1項」に改め、同条を第43条とする。

第41条中「第8条第1項」の次に「、第10条第1項及び第2項」を加え、「第10条第3項、第11条第1項」を「第11条第3項、第12条第1項」に、「第13条第1項、第14条第1項、第17条、第18条、第19条第1項、第21条、第23条第2項、第24条第3項」を「第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項」に、「第28条第3項、第31条並びに第33条」を「第29条第3項、第32条並びに第34条」に改め、同条を第42条とする。

第40条中「第14条、第15条、第25条、第27条、第32条、第36条及び第37条」を「第15条、第16条、第26条、第28条、第33条、第37条及び第38条」に改め、同条を第41条とする。

第39条を第40条とし、第30条から第38条までを1条ずつ繰り下げる。

第29条第4項中「第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条」を「第15条、第17条、第18条、第20条から第22条まで、第24条及び第27条」に改め、同条を第30条とする。

第28条を第29条とし、第16条から第27条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条ただし書中「第33条」を「第34条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「又は自転車道」を「、自転車道を設ける第3種の道路又は自転車通行帯」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「自転車道」の次に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車

帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)
- 2 相模原市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第100号)の一部を次のように改正する。
第4条第1項中「第11条第3項」を「第12条第3項」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第11条第2項」に改める。

提案の理由

道路構造令の一部を改正する政令(平成31年政令第157号)による道路構造令(昭和45年政令第320号)の改正を踏まえ、自転車通行帯に係る規定の追加及び自転車道に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第40号関係資料

相模原市道路構造条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 自転車通行帯に係る規定の追加(第9条関係)

ア 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、自動車及び自転車の交通量が多い自転車道を設けない県道及び市道には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。イにおいて同じ。)に自転車通行帯を設けることとするもの

イ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合を除き、自転車の交通量が多い又は自動車及び歩行者の交通量が多い自転車道を設けないア以外の県道及び市道には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けることとするもの

ウ 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とすることとし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができることとするもの

エ 自転車通行帯の幅員は、当該自転車通行帯を設ける道路における自転車の交通の状況を考慮して定めることとするもの

(2) 自転車道に係る規定の改正(第10条関係)

自転車道を設置する道路の要件に設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものを追加するもの

2 施行期日

公布の日

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
について

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例
相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(平成 1 1 年相模原市条例第 4 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 5 号を第 6 号とし、同項第 4 号中「営業所」を「第 9 条第 1 項の規定に基づき営業所」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(5) 前号の浄化槽管理士が申請書の提出の日前 5 年以内(前条第 3 項の更新の登録の場合にあっては当該更新の登録を行う前の登録の有効期間内)に受講した法第 4 8 条第 2 項第 3 号の研修(以下「研修」という。)の名称及び受講日。ただし、当該浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けてから 5 年を経過しない者である場合は、この限りでない。

第 3 条第 2 項第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 登録を受けた場合における当該登録の有効期間内に前項第 4 号の浄化槽管理士に研修を受講させることを誓約する書類

第 4 条第 2 項中「当該申請者」を「申請者」に改める。

第 5 条第 1 項第 7 号中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同条第 2 項中「当該申請者」を「申請者」に改める。

第 9 条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項又は第 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 浄化槽保守点検業者は、前項の浄化槽管理士の資質の向上のため、当該浄化槽管理士が研修を受講する機会を確保しなければならない。

第12条第1項第4号中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改める。

第14条第1項及び第2項中「当該職員」を「職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第5号及び第2項第3号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う登録の申請について適用し、施行日前に行った登録の申請については、なお従前の例による。

3 浄化槽の保守点検を行う事業を営もうとする者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士が施行日前に浄化槽管理士免状の交付を受けた者であって浄化槽法(昭和58年法律第43号)第48条第2項第3号の研修(以下「研修」という。)を受講していないもの(以下「研修未受講浄化槽管理士」という。)である場合にあっては、施行日から令和7年3月31日までの間、第2条第1項の登録及び第3項の更新の登録に係る申請において、改正後の第3条第1項第5号の規定にかかわらず、当該研修未受講浄化槽管理士に係る同号に掲げる事項の記載を省略することができる。

4 前項の規定により改正後の第3条第1項第5号に掲げる事項の記載を省略することができる者に対する研修未受講浄化槽管理士に係る第4条第1項及び第6条第1項の規定の適用については、施行日から令和7年3月31日までの間、第4条第1項中「前条第1項各号」とあるのは「前条第1項各号(第5号を除く。)」と、第6条第1項中「第3条第1項」とあるのは「第3条第1項(第5号を除く。)」とする。

提案の理由

浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号)による浄化槽法(昭和58年法律第43号)の改正に伴う浄化槽保守点検業者の登録の申請及び営業所の設置等に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 1 号関係資料

相模原市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 登録の申請に係る規定の改正(第 3 条関係)

ア 浄化槽の保守点検を業とする者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)の登録の申請書に記載する事項として、営業所ごとに置かれる浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けてから 5 年以内に提出する場合を除き、浄化槽管理士が申請書を提出する日から過去 5 年以内(更新の登録の場合にあっては更新前の登録の有効期間内)に受講した浄化槽法(昭和 5 8 年法律第 4 3 号)第 4 8 条第 2 項第 3 号の研修(以下「研修」という。)の名称及び受講日を追加するもの

イ アの申請書の添付書類として、登録を受けた場合における当該登録の有効期間内に浄化槽保守点検業者が浄化槽管理士に研修を受講させることを誓約する書類を追加するもの

(2) 営業所の設置等に係る規定の改正(第 9 条関係)

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士の資質の向上のため、当該浄化槽管理士が研修を受講する機会を確保しなければならないこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、施行日以後に行う登録の申請について適用し、同日前に行った登録の申請については、なお従前の例によることとするもの

イ 浄化槽の保守点検を行う事業を営もうとする者は、営業所に置く浄化槽管理士が施行日前に浄化槽管理士免状の交付を受けた者であって研修を受講していないもの(以下「研修未受講浄化槽管理士」という。)である場合には、施行日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間、登録及び更新の登録の申請において、受講した研修の名称及び受講日の記載を省略することができることとするもの

ウ イに係る規定により受講した研修の名称及び受講日の記載を省略することができる者については、研修未受講浄化槽管理士に係る浄化槽保守点検業者登録簿に受講した研修の名称及び受講日を登録しなくてよいこととするもの

相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例について
相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市体育館に関する条例の一部を改正する条例

相模原市体育館に関する条例(昭和 3 2 年相模原市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 1 条中「相模原市体育館」を「体育の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、相模原市体育館」に改め、同条を第 2 条とし、第 1 条として次の 1 条を加える。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、相模原市体育館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第 1 0 条の見出し中「の承認」を削る。

第 2 2 条中「関し、」を「ついで」に改める。

別表第 1 号の表中

1 9 0 円
4 4 0 円
3 1 0 円
6 3 0 円

を

2 4 0 円
5 7 0 円
4 0 0 円
8 1 0 円

に改め、別表第 2 号

の表中

9 0 円
9 0 円

を

1 1 0 円
1 1 0 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市体育館の利用に係る使用料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 2 号関係資料

相模原市体育館に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市体育館の利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

(1) 本館使用料

用途の区分	利用種別	金額 (30分につき)	
		現行	改正後
スポーツの場合	入場料を徴収しない場合	190円	240円
	入場料を徴収する場合	440円	570円
その他の場合	入場料を徴収しない場合	310円	400円
	入場料を徴収する場合	630円	810円

(2) 附属施設使用料

施設の名称	金額 (30分につき)	
	現行	改正後
弓道場	90円	110円
柔道場	90円	110円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)及び(2)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例について
 相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立総合体育館条例の一部を改正する条例
 相模原市立総合体育館条例(昭和 5 6 年相模原市条例第 1 5 号)の一部を次のよう
 に改正する。

第 4 条中「体育館の」を「体育館を」に改める。

別表第 1 項第 1 号アの表中	「	13,000円	「	16,900円	」	
		19,500円		25,400円		
		26,000円		33,800円		
		39,000円		50,700円		
		9,100円		11,800円		
		18,200円		23,600円		
		10,400円	を	13,500円		に、
		3,900円		5,100円		
		7,800円		10,100円		
		3,900円		5,100円		
		7,800円		10,100円		
		5,700円		7,400円		
		」		」		

会議室	1 / 2	2,850円	を
	全面	5,700円	

大会議室	7,400円
小会議室	3,700円

に、

9,550円
14,300円
19,100円
28,600円
2,800円
2,800円
2,850円
5,700円
5,700円

を

12,400円
18,600円
24,800円
37,100円
3,600円
3,600円
3,700円
7,400円
7,400円

に改め、同号イ(ア)中「、会議

室」を削り、同項第2号アの表中

大体育室	施設区分ごとに 大人 1,170円 小人 390円 (中学生以下の者)
中体育室	
小体育室	
柔道場	小学生未満の者 無料
剣道場	
弓道場	施設区分ごとに 大人 780円 小人 390円 (中学生以下の者) 小学生未満の者 無料
体育室	
多目的室	
柔道場	
剣道場兼卓球場	
弓道場	

を

大体育室	施設区分ごとに
------	---------

中体育室	大人 1,170円
小体育室	小人 390円
柔道場	小学生未満の者 無料
剣道場	
弓道場	大人 780円 小人 390円 小学生未満の者 無料
体育室	施設区分ごとに
多目的室	大人 990円
柔道場	小人 490円
剣道場兼卓球場	小学生未満の者 無料
弓道場	

に改め、同表に備考と

して次のように加える。

備考 小人とは、中学生及び小学生をいう。

別表第1項第2号イの表相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の項中「(中学生以下の者)」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 小人とは、中学生及び小学生をいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1項第1号アの規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 3 号関係資料

相模原市立総合体育館条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合体育館及び相模原市立北総合体育館の利用に係る料金の規定の改正(別表関係)

(1) 施設の専用利用料金

基本利用料金

施設区分			1 日 (9 時 ~ 2 2 時)	
			単位(時間)	現行
相模原市立総合 体育館	大体育室	1 / 3	1 3 , 0 0 0 円	1 6 , 9 0 0 円
		1 / 2	1 9 , 5 0 0 円	2 5 , 4 0 0 円
		2 / 3	2 6 , 0 0 0 円	3 3 , 8 0 0 円
		全面	3 9 , 0 0 0 円	5 0 , 7 0 0 円
	中体育室	1 / 2	9 , 1 0 0 円	1 1 , 8 0 0 円
		全面	1 8 , 2 0 0 円	2 3 , 6 0 0 円
	小体育室		1 0 , 4 0 0 円	1 3 , 5 0 0 円
	柔道場	1 / 2	3 , 9 0 0 円	5 , 1 0 0 円
		全面	7 , 8 0 0 円	1 0 , 1 0 0 円
	剣道場	1 / 2	3 , 9 0 0 円	5 , 1 0 0 円
		全面	7 , 8 0 0 円	1 0 , 1 0 0 円
	弓道場		5 , 7 0 0 円	7 , 4 0 0 円
	大会議室		5 , 7 0 0 円	7 , 4 0 0 円
小会議室		2 , 8 5 0 円	3 , 7 0 0 円	
相模原市立北総 合体育館	体育室	1 / 3	9 , 5 5 0 円	1 2 , 4 0 0 円
		1 / 2	1 4 , 3 0 0 円	1 8 , 6 0 0 円
		2 / 3	1 9 , 1 0 0 円	2 4 , 8 0 0 円
		全面	2 8 , 6 0 0 円	3 7 , 1 0 0 円

多目的室		2,800円	3,600円
柔道場		2,800円	3,600円
剣道場兼	1 / 2	2,850円	3,700円
卓球場	全面	5,700円	7,400円
弓道場		5,700円	7,400円

備考

- 1 相模原市立総合体育館の大会議室に係る現行の基本利用料金は、会議室を全面利用した場合の額
- 2 相模原市立総合体育館の小会議室に係る現行の基本利用料金は、会議室を2分の1利用した場合の額

(2) 施設の個人利用料金

施設区分		単位(時間)	1日 (9時~22時)	
			現行	改正後
相模原市 立北総合 体育館	体育室	施設区分ごとに 大人 780円 小人 390円 小学生未満の者 無料	施設区分ごとに 大人 990円 小人 490円 小学生未満の者 無料	
	多目的室			
	柔道場			
	剣道場兼卓球場			
	弓道場			

備考 小人とは、中学生及び小学生をいう。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(1)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例について
相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立総合水泳場条例の一部を改正する条例
相模原市立総合水泳場条例(平成 8 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「個人利用に限る」を「団体で専用して利用する場合を除く」に改める。

別表第 1 第 1 項第 1 号の表中

1 5 6 , 2 5 0 円
6 8 , 7 5 0 円

を

1 6 7 , 5 0 0 円
7 3 , 7 5 0 円

に改め、同表会議室の項中「1 2 , 5 0 0 円」を「1 6 , 2 5 0 円」に改め、別表

第 1 第 2 項第 1 号の表中

3 , 2 0 0 円
1 , 6 0 0 円

を

4 , 1 0 0 円
2 , 0 5 0 円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 第 1 項第 1 号の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 4 号関係資料

相模原市立総合水泳場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立総合水泳場の利用に係る料金の規定の改正(別表第 1 関係)

(1) 施設の専用利用の基本利用料金

施設区分	単位	金額	
		現行	改正後
50mプール	1日	156,250円	167,500円
飛込プール	(9時～21時30分)	68,750円	73,750円
会議室		12,500円	16,250円

(2) 施設の個人利用の基本利用料金

施設区分		単位	金額	
			現行	改正後
プール	大人	1日	3,200円	4,100円
	小人	(9時～21時30分)	1,600円	2,050円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和 2 年 1 0 月 1 日

(2) 経過措置

1 (1) に係る規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例によることとするもの

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例について

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例(平成 1 7 年相模原市条例第 1 6 2 号)の一部を次のように改正する。

第 1 1 条の見出し中「の承認」を削る。

別表第 3 第 2 号中「城山湖テニスコート、城山湖野球場、中沢グラウンド」を「城山湖野球場、中沢グラウンド、城山湖テニスコート」に改め、同号アの表を次のように改める。

ア 施設使用料

施設名・利用区分	利用単位			使用料
原宿グラウンド	1 面	市 民	2 時間 につき	500円
		市民以外のもの		2,500円
	全面	市 民		1,000円
		市民以外のもの		5,000円
城山湖野球場 中沢グラウンド(多目的グラウンド)	1 面	市 民	2 時間 につき	500円
		市民以外のもの		2,500円
城山湖テニスコート 中沢グラウンド(テニスコート)	1 面	市 民	2 時間 につき	1,030円
		市民以外のもの		
小倉プール	大	人	1 回	390円

		小人(中学生以下の者)		190円	
小倉テ ニスコ ート	テニスコー ト	1面	市民	2時間	1,300円
			市民以外のもの	につき	6,500円
	練習板のみ	30分につき		260円	

備考 市民とは、市内に居住する者、市内に在勤し、又は在学する者、市内に所在する団体その他教育委員会が適当であると認めるものをいう。

別表第3第3号アの表ゲートボール場(串川グラウンドに限る。)の項を次のように改める。

ゲートボール場(串 川グラウンドに限 る。)	6時から18時まで	1面につき	1面につき
		2時間	2時間
		160円	640円

別表第3第3号アの表に備考として次のように加える。

備考 市内とは、市内に居住する者、市内に在勤し、又は在学する者、市内に所在する団体その他教育委員会が適当であると認めるものをいい、市外とは、それらのもの以外のものをいう。

別表第3第5号アの表中

2,000円	6,000円	を
--------	--------	---

2時間につ き	2時間につ き
500円	1,500円

に、

2時間につ き	2時間につ き
260円	780円
2時間につ き	2時間につ き
1,300円	3,900円
超過1時間 につき	超過1時間 につき
260円	780円
2時間につ き	2時間につ き

を

1,000円	3,000円
超過 1 時間 につき	超過 1 時間 につき
200円	600円

「

1 面につき 2 時間 160円	1 面につき 2 時間 480円
2 時間につ き 930円	2 時間につ き 2,700円
2 時間につ き 460円	2 時間につ き 1,300円

に改め、同表に備考として次のように加える。

」

備考 市内及び市外とは、第 3 号アの表備考に定めるものをいう。

別表第 4 第 1 号の表に備考として次のように加える。

備考 市内及び市外とは、別表第 3 第 3 号アの表備考に定めるものをいう。

別表第 4 第 2 号の表マレットゴルフ用具の項中「につき」を削る。

第 2 条 相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

大野台南テニスコート	相模原市南区大野台 3 丁目 4 5 番 1 5 2 号
------------	------------------------------

」

を

「

昭和橋スポーツ広場	相模原市南区当麻 3 5 3 9 番地先
-----------	----------------------

新磯野スポーツ広場	相模原市南区新磯野 2 1 4 6 番地 4
大野台南テニスコート	相模原市南区大野台 3 丁目 4 5 番 1 5 2 号
三栗山スポーツ広場	相模原市緑区小倉 1 9 0 7 番地

に改める。

別表第 2 中

「

大野台南テニスコート	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日 日まで	8 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分 まで
------------	------------------------------	-------------------------------

を

「

昭和橋スポーツ広場	1 月 4 日から 1 2 月 2 8 日 日まで	6 時から 1 7 時まで
新磯野スポーツ広場		8 時 3 0 分から 1 8 時 3 0 分 まで
大野台南テニスコート		
三栗山スポーツ広場		6 時から 1 7 時まで

に改める。

別表第 3 第 1 号を次のように改める。

- (1) 三栗山スポーツ広場、昭和橋スポーツ広場、新磯野スポーツ広場及び大野台南テニスコート

施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
	半面	市	民		
三栗山スポーツ広場				2 時間	500円
	市民以外のもの		につき	2,500円	
	全面	市		1,000円	
		市民以外のもの		5,000円	
昭和橋スポーツ広場	1 面	市	2 時間	500円	
新磯野スポーツ広場		市民以外のもの	につき	2,500円	
大野台南テニスコート	1 面	市	民	2 時間	1,300円

	市民以外のもの	につき	6,500円
--	---------	-----	--------

備考 市民とは、市内に居住する者、市内に在勤し、又は在学する者、市内に所在する団体その他教育委員会が適当であると認めるものをいう。

別表第3第2号アの表中

市	民	2時間	1,030円
市民以外のもの		につき	

を

市	民	2時間	400円
市民以外のもの		につき	2,000円

に、

390円
190円

を

500円
250円

に改め、同表備考中「市内に居住する者、市内に在勤し、又は

在学する者、市内に所在する団体その他教育委員会が適当であると認める」を「第1号の表備考に定める」に改め、別表第3第3号アの表を次のように改める。

ア 施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
青野原グラウンド(多目的グラウンド)	半面	市	民	2時間につき	500円
		市民以外のもの			2,000円
串川グラウンド(多目的グラウンド)	全面	市	民	2時間につき	1,000円
		市民以外のもの			4,000円
青野原グラウンド(テニスコート)	1面	市	民	2時間につき	240円
		市民以外のもの			960円
串川グラウンド(ゲートボール場)	1面	市	民	2時間につき	160円
		市民以外のもの			640円

備考 市民とは、第1号の表備考に定めるものをいう。

別表第3第4号アの表を次のように改める。

ア 施設使用料

施設名	利用単位			使用料
与瀬グラウンド 内郷グラウンド	1面	市 民	2時間	500円
		市民以外のもの	につき	2,500円
小原プール	大 人	1回		130円
	小人(中学生以下の者)			60円

備考 市民とは、第1号の表備考に定めるものをいう。

別表第3第5号アの表を次のように改める。

ア 施設使用料

施設名	利用単位			使用料
日連グラウンド	1面	市 民	2時間	500円
		市民以外のもの	につき	1,500円
名倉グラウンド	半面	市 民	2時間	1,600円
		市民以外のもの		につき
	全面	市 民		3,200円
		市民以外のもの		12,800円
テニスコート	1面	市 民	2時間	1,300円
		市民以外のもの	につき	3,900円
ゲートボール場	1面	市 民	2時間	160円
		市民以外のもの	につき	480円
多目的室	市 民		2時間	930円
	市民以外のもの		につき	2,700円
牧郷体育館	市 民		2時間	460円
沢井体育館	市民以外のもの		につき	1,300円

備考 市民とは、第1号の表備考に定めるものをいう。

別表第4第1号の表を次のように改める。

(1) 施設利用料金

施設名	利用単位		利用料金
ふじのマレットゴルフ場	市 民	1回	160円
	市民以外のもの		480円

備考 市民とは、別表第3第1号の表備考に定めるものをいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第2項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の別表第3第2号ア、第3号ア及び第5号アの規定は、令和2年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の別表第3第1号、第2号ア(小倉プールに係る部分を除く。)、第3号ア、第4号ア(小原プールに係る部分を除く。)及び第5号アの規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴う相模原市立グラウンド等体育施設の利用に係る使用料及び料金の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 4 5 号関係資料

相模原市立グラウンド等体育施設に関する条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 体育施設の利用に係る使用料の規定の改正(第 1 条関係)

ア 原宿グラウンド、城山湖野球場及び中沢グラウンド(多目的グラウンド)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
原宿グラウンド	1 面	市民	2 時間 につき	3,090円	500円
		市民以外のもの			2,500円
	全面	市民		9,270円	1,000円
		市民以外のもの			5,000円
城山湖野球場 中沢グラウンド(多目的グラウンド)	1 面	市民	2 時間 につき	3,090円	500円
		市民以外のもの			2,500円

備考 原宿グラウンドの現行使用料については、2 時間当たり(全面は、3 面利用した場合)の使用料に換算したもの

イ 串川グラウンド(ゲートボール場)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
串川グラウンド (ゲートボール場)	1 面	市民	2 時間 につき	190円	160円
		市民以外のもの		760円	640円

備考 現行使用料については、2 時間当たりの使用料に換算したもの

ウ 日連グラウンド、名倉グラウンド、牧郷体育館及び沢井体育館の施設使用料

施設名・利用区分		利用単位			使用料	
					現行	改正後
日連グ	少年野球	1 面	市民	2 時間につき	1,000円	500円

ラウンド	ソフトボール		市民以外 のもの		3,000円	1,500円
名倉グラウンド	ゲートボール場	1面	市民	2時間につき	260円	160円
			市民以外 のもの		780円	480円
	多目的室		市民	2時間につき	1,300円	930円
			市民以外 のもの		3,900円	2,700円
		市民	超過1時間 につき	260円	-	
		市民以外 のもの		780円	-	
牧郷体育館		市民	2時間につき	1,000円	460円	
沢井体育館		市民以外 のもの		3,000円	1,300円	
		市民	超過1時間 につき	200円	-	
		市民以外 のもの		600円	-	

備考 日連グラウンドの現行使用料については、2時間当たりの使用料に換算したもの

(2) 体育施設の設置に係る規定の改正(第2条関係)

昭和橋スポーツ広場、新磯野スポーツ広場及び三栗山スポーツ広場について、相模原市立グラウンド等体育施設として位置付けるもの

(3) 体育施設の利用に係る使用料の規定の改正(第2条関係)

ア 三栗山スポーツ広場、昭和橋スポーツ広場、新磯野スポーツ広場及び大野台南テニスコートの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
三栗山スポーツ広場	半面	市民	2時間 につき	新設	500円
		市民以外 のもの		新設	2,500円
	全面	市民		新設	1,000円
		市民以外 のもの		新設	5,000円
昭和橋スポーツ広場 新磯野スポーツ広場	1面	市民	2時間 につき	新設	500円
		市民以外 のもの		新設	2,500円
大野台南テニスコー	1面	市民	2時間	1,300円	1,300円

ト	市民以外のもの	につき	6,500円
---	---------	-----	--------

イ 城山湖テニスコート、中沢グラウンド(テニスコート)及び小倉プールの施設使用料

施設名・利用区分	利用単位			使用料	
				現行	改正後
城山湖テニスコート 中沢グラウンド(テニスコート)	1面	市民	2時間につき	1,030円	400円
		市民以外のもの			2,000円
小倉プール	大人		1回	390円	500円
	小人(中学生以下の者)			190円	250円

ウ 青野原グラウンド、串川グラウンド及び国体記念鳥屋グラウンドの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
青野原グラウンド(多目的グラウンド) 串川グラウンド(多目的グラウンド) 国体記念鳥屋グラウンド	半面	市民	2時間につき	450円	500円
		市民以外のもの		1,800円	2,000円
	全面	市民		900円	1,000円
		市民以外のもの		3,600円	4,000円
青野原グラウンド(テニスコート)	1面	市民	2時間につき	190円	240円
		市民以外のもの		760円	960円
串川グラウンド(和室及び会議室)	市民		9時から12時まで	520円	-
	市民以外のもの		13時から17時まで	2,100円	-
国体記念鳥屋グラウンド(会議室)	市民		18時から22時まで	730円	-
	市民以外のもの			2,940円	-

備考

1 青野原グラウンド、串川グラウンド(多目的グラウンド)及び国体記

念鳥屋グラウンド(会議室を除く。)の現行使用料については、2時間当たりの使用料に換算したもの

- 2 串川グラウンド(和室及び会議室)及び国体記念鳥屋グラウンド(会議室)の利用単位については、現行のものを記載しており、改正後は、グラウンドとの一体利用として供する。

エ 与瀬グラウンド、内郷グラウンド及び小原プールの施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
与瀬グラウンド	1面	市民	2時間につき	470円	500円
内郷グラウンド		市民以外のもの			2,500円
小原プール	大人		1回	100円	130円
	小人(中学生以下の者)			50円	60円

備考 与瀬グラウンド及び内郷グラウンドの現行使用料については、2時間当たりの使用料に換算したもの

オ 日連グラウンド及び名倉グラウンド(多目的グラウンド)の施設使用料

施設名	利用単位			使用料	
				現行	改正後
日連グラウンド	1面	市民	2時間につき	400円	500円
		市民以外のもの		1,200円	1,500円
名倉グラウンド(多目的グラウンド)	半面	市民	2時間につき	1,300円	1,600円
		市民以外のもの		5,200円	6,400円
	全面	市民	2,600円	3,200円	
		市民以外のもの	10,400円	12,800円	

備考

- 1 日連グラウンドの現行使用料については、ゲートボールを行うために利用する場合のもの
- 2 名倉グラウンド(多目的グラウンド)の現行使用料については、2時間当たりの使用料に換算したもの

(4) 体育施設の利用に係る利用料金の規定の改正(第2条関係)

施設名	利用単位	利用料金
-----	------	------

			現行	改正後
ふじのマレットゴルフ場	市民	1回	130円	160円
	市民以外のもの		390円	480円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日から施行する。ただし、1(1)及び2(2)アに係る規定は、令和2年4月1日から施行する。

(2) 経過措置

ア 1(1)に係る規定は、令和2年10月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるものとするもの

イ 1(3)(イ(小倉プールに係る部分に限る。)及びエ(小原プールに係る部分に限る。))を除く。)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によるものとするもの

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例について
 相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 2 月 1 3 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立相模原球場条例の一部を改正する条例
 相模原市立相模原球場条例(平成 2 0 年相模原市条例第 4 5 号)の一部を次のよう
 に改正する。

別表第 1 項の表中	徴収した入場料の総額に 1 0 分 の 1 を乗じて得た額 ただし、その額が 1 1 5 , 7 0 0 円未満の場合は、1 1 5 , 7 0 0 円	を
	8 , 9 0 0 円 ただし、業として、催し等に利 用する場合は、1 7 , 8 0 0 円	
	8 , 9 0 0 円	
	1 , 1 0 0 円	
	1 , 4 0 0 円	
	1 , 1 0 0 円	
	3 , 6 0 0 円	
	大人 1 3 0 円	
	小人 6 0 円	
	6 5 0 円	

「 徴収した入場料の総額に 1 0 分

の1を乗じて得た額 ただし、その額が149,500 円未満の場合は、149,500 円
11,500円 ただし、業として、催し等に利 用する場合は、23,000円
11,500円
1,400円
1,800円
1,400円
4,600円
大人 160円
小人 80円
840円

に改め、同表備考6中「130円」を「160

円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1項(体育室の個人利用に係る部分を除く。)の規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

受益者負担の在り方の基本方針に基づく使用料等の見直しに伴い、相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定を改正いたしたく提案するものである。

議案第 4 6 号関係資料

相模原市立相模原球場条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市立相模原球場の利用に係る使用料の規定の改正(別表関係)

施設使用料

区分	単位	使用料	
		現行	改正後
グラウンド	専用利用 入場料を徴収する場合1日につき	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が115,700円未満の場合は、115,700円	徴収した入場料の総額に10分の1を乗じて得た額 ただし、その額が149,500円未満の場合は、149,500円
	入場料を徴収しない場合2時間につき	8,900円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、17,800円	11,500円 ただし、業として、催し等に利用する場合は、23,000円
	一般利用 1回	8,900円	11,500円
体育室	専用利用 午前9時から正午まで	1,100円	1,400円
	午後1時から午後5時まで	1,400円	1,800円
	午後6時から午後9時まで	1,100円	1,400円
	午前9時から午後9時まで	3,600円	4,600円
	延長又は繰上げ30分につき	130円	160円

	き		
個人利用	1回	大人 130円	大人 160円
		小人 60円	小人 80円
会議室	1時間につき	650円	840円

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年10月1日

(2) 経過措置

1(体育室の個人利用に係る部分を除く。)に係る規定は、令和3年4月1日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例によることとするもの